

令和8年度（2026年度）地域共生社会推進事業等業務委託 プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）地域共生社会推進事業等業務委託

2 事業の目的

社会福祉法で市町村の努力義務となっている「包括的支援体制の整備」を推進するため、①包括的支援体制の仕組みや構築手法について理解を深め、実践を促す市町村職員等を対象とした伴走型ワークショップの実施と、②「地域の縁がわ（※）」を核とした分野横断的な連携体制（包括的支援体制）の構築・実証を行う。

※「地域の縁がわ」には、県に登録されている団体だけでなく、地域福祉活動を行う民間団体、法人、事業者も含む。

3 業務内容

別紙「熊本県地域共生社会推進事業等業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月19日（金）まで

5 委託限度額

委託限度額 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

6 受託者の選定方法

プロポーザル方式とする。

委託先の選定にあたっては、企画提案書の内容審査を行い、適当と認められる参加者を予算の範囲内で採択する。

7 応募に係るスケジュール（予定）

6月 3日（水）	公募開始
6月11日（木）	質問の受付期限
6月17日（水）	参加申込書の提出期限
6月29日（月）	企画提案書等の提出期限
7月 1日（水）	企画提案の審査（プレゼンテーション） ※詳細は後日通知
7月中旬以降	審査結果通知・委託契約事務

8 担当部署及び書類等の提出先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室地域福祉班

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2201

メールアドレス sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp

9 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 熊本県内に事業所・営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれの条件も満たす者であること。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (8) 当該法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次の②及び③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 当該法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (9) 複数の法人で共同体を構成して参加する場合は、次の事項を要件とする。
- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
 - ③ 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - ④ 参加表明書の記名等については、参加者全員が行うこと。
 - ⑤ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。
なお、代表団体及びその構成員は上記(1)～(8)の全てを満たすこと。

10 質問と回答

質問の受付期間は、令和8年(2026年)6月11日(木)までとする。

質問票(様式1)を8の担当部署あてにメールで提出し、送信後、電話にて受理確認を行うこと。ただし、メール送信日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、受理確認の電話は翌開庁日に行うこと。

なお、受付期間を超えた質疑については回答しない。

質問の内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載し、その際、質問者は公表しないものとする。また、質問者あてには、熊本県ホームページに回答を掲載したことのみを通知するものとする。

11 参加申込み

参加を希望する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

(1) 提出物

- ① 参加表明書(様式2)
- ② 組織の体制に関する書類(様式3)
- ③ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ④ 定款
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 納税証明書(消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明)
※ 熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者については③～⑥の提出は不要
- ⑦ 共同体協定書(任意様式)
※ ⑦は複数事業者で構成する共同体で応募する場合のみ提出

(2) 提出方法及び提出先

持参、郵送又はメールにより、8の担当部署あてに提出すること。

なお、郵送又はメールで提出した場合は提出後、電話にて受理確認を行うこと。

ただし、提出日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、受理確認の電話は翌開庁日に行うこと。

(3) 提出期限

令和8年(2026年)6月17日(水)17時必着(郵送の場合も同様)

12 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び部数

次の①～⑤の書類を4部(正本1部、副本3部)提出すること。

① 企画提案書(様式4)

② 企画提案プレゼンテーション資料(任意様式)

- ・仕様書、審査基準等を参照のうえ作成すること。また、別表「企画提案プレゼンテーション資料記載事項」に記す事項等について明記すること。(項目番号を合わせる等、別表とプレゼンテーション資料内の該当箇所の対応関係が分かるようにすること。)
- ・枚数の制限はないが、プレゼンテーションの時間(20分程度を想定)等も踏まえ、要点を抑えた内容とすること。
- ・A4(縦横問わず)で作成し、ページ番号を振ること。

③ 会社概要(任意様式)

④ 参考見積書・経費内訳書(任意様式)

※ 委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費(人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等)とする。なお、備品購入等、受託事業者の財産取得となる経費は原則として認めない。

※ 市町村伴走支援事業、地域の縁がわ活用促進事業それぞれの内訳を記載すること。

※ 参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

⑤ 事業の取組に関する申出書(様式5)及び取組を確認できる書類

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、8の担当部署あてに提出すること。

※郵送で提出した場合は提出後、電話にて受理確認を行うこと。ただし、提出日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、受理確認の電話は翌開庁日に行うこと。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(提出期限の日は15時まで)

(3) 提出期限

令和8年(2026年)6月29日(月)17時必着(郵送の場合も同様)

※当日消印有効ではないので注意すること

(4) 注意事項

①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

- ・ 提案書等の様式及び作成要領に示された条件が著しく適合しないもの
- ・ 参加申込書又は提案書等に虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 審査委員又は関係者に提案書等に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

②提出された提案書等の取扱いは、以下による。

- ・ 提案書等は返却しない。
- ・ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提案書等は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書等は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

13 受託者の選定方法

提案書等の内容について、選考委員による審査を行い、受託候補者を決定する。

(1) 審査会

受託事業者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容について、次の日程で開催する審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については後日連絡する。また、審査会で使用する資料は 12 (1) で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料の使用は認めない。

実施日：令和8年(2026年)7月1日(水) 予定

(2) 企画提案書の審査及び企画案の選定

- ① 審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

<審査基準>

100点満点

審査項目	審査の視点	配点
事業目的の理解	本業務の目的及び仕様書の内容を十分理解し、適切な提案がされているか。	15
提案内容		計 60
①市町村伴走支援事業	第2回～第4回のワークショップのテーマ案や講師の候補は本事業の目的を達成できるものか。	20
②地域の縁がわ活用促進事業	公式HP等から情報を収集して事業を実施する自治体の状況を把握し、実情に合った事業内容になっているか。	10
	連携候補となる「地域の縁がわ」等は具体的かつ適切か。	10
	連携体制の構成団体(者)のイメージは明確で、既	10

	存の団体等を活用できているか。	
	相談受入れ・支援体制の運用方法は具体的で独創性のあるものか。また、「地域の縁がわ」等に過度な事務負担を生じるものではないか。	10
実施体制・スケジュール	事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。	10
	過去に類似の事業を実施した実績があり、本業務の実施に必要な専門性があるといえるか。	5
見積金額	見積金額は、企画提案書の内容に照らして適正か。	5
事業者の取組み	① 熊本県ブライ企業認定を受けている。	1
	② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある、または、③協力雇用主登録制度に登録がある	1
	④ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または、⑤森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)がある。	1
	⑥ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。	1
	⑦ 熊本県SDGs登録制度に登録している、または、⑧ パートナーシップ構築宣言に登録している。	1

- ② 選考委員の持ち点は100点とし、合計点は100点×3人=300点とする。なお、選考委員の平均点数が50点以下の場合には不採用とする。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に契約候補者、次点者を決定する。
- ④ 審査の結果については、採用・不採用に関わらず、速やかに文書にて通知を行う。
- ⑤ 審査の終了後、参加事業者から電話等での問合せがあった場合には、問合せ者の順位及び合計点数について回答するが、他のコンペ参加者、評価点、選定理由等は公表しない。
- ⑥ 契約候補者が、9の参加資格要件に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合は、次点者を契約候補者とする。

14 委託契約の締結

県は契約候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、

予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

15 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

16 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の中に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとることができる者とする。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式6）を提出すること。
- (4) 企画提案の内容は委託候補者を選定するものであり、実務の業務は、県との協議の上実施する。

17 問合せ先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域福祉班（担当）高野
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（県庁新館3階）
電話番号 096-333-2201
メールアドレス sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp